

領域：図書館経営

## 政策動向の分析

内容：国の情報政策や自治体の経営効率化の動きなど、図書館をとりまく社会環境の変化を知り、図書館政策を立案する際の今日的な課題を学ぶ。

はじめに

構造改革の政策は、豊かな図書館サービスの創出や管理運営の多様化を許していないのではないか。

しかし社会の“変化”を捉えて、住民のための図書館を創造する取組みが必要である。

### 1 公立図書館の現状

図書館サービスの偏在状況：図書館の設置は最重要課題

### 2 図書館整備のための法

図書館整備を求めている法、図書館事業を規制する法

#### 1 教育基本法

- ・図書館の設置(第7条社会教育)
- ・条件整備(第10条教育行政)
- ・改正法案(第2条教育の目標 第3条生涯学習の理念 第12条社会教育 第16条教育行政 第17条教育振興基本計画)

#### 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- ・教育機関の設置(第23条 教育委員会の職務権限)
- ・図書館の設置(第30条 教育機関の設置)

法第30条の教育機関とは、教育、学術および文化に関する事業……を行うことを主目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関であると解する。(1957年文部省初等中等教育局長回答)

- ・教育機関の職員(第31条)

- 3 図書館法
  - ・教育委員会の管理
  - ・館長、司書は必置職
  - ・政府が為すこと：司書講習の委嘱、省令科目の設定、政府刊行物の提供、望ましい基準の告示、施設設備の経費補助
- 4 地方自治法
  - ・公の施設の管理
- 5 地方公務員法
  - ・職階制（第 29 条）：官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類する。
- 6 著作権法
- 7 子どもの読書活動推進法
- 8 文字・活字文化振興法

### 3 行政手法の変化 中央行政、地方行政の再編 単なる行政改革ではなく、「この国のかたち」の構築

#### 1 中央政府

省庁再編 2001 年 1 月

##### (1)内閣府の設置 = 内閣機能の強化

- ・内閣を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整
- ・内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務の処理

##### (2)重要政策に関する会議

総理大臣又は官房長官を議長とし、関係大臣と有識者からなる会議（4 件）

- ・経済財政諮問会議
- ・総合科学技術会議
- ・中央防災会議
- ・男女共同参画会議

##### (3)国家の基本に関わる経済財政政策 / 内閣総理大臣が直轄する行政事務

- ・民間資金等活用事業推進委員会
- ・規制改革・民間開放推進会議
- ・地方分権改革推進会議
- ・構造改革特別区域推進本部
- ・地域再生本部
- ・地方制度調査会
- ・知的財産戦略会議

#### 2 地方自治体

##### (1)地方分権改革：機関委任事務から法定受託事務へ

##### (2)地方行政構造改革

新地方行革指針 集中改革プラン

### (3) 制度（行財政運営）

- ・ 基礎的自治体の総合行政主体化  
行政委員会（教育委員会等）制度の弾力化
- ・ 法令面での権限強化：条例授權範囲の拡大  
必置規制の廃止、緩和  
構造改革特区、地域再生計画の活用
- ・ 財政運営、民間手法の導入  
行政目標の設定、施策の優先順位、実施手順の公開  
企業会計の導入、貸借対照表
- ・ 民間との連携  
民間との効率比較によるアウトソーシング  
指定管理者制度の活用
- ・ 公務員制度改革  
公務員の派遣、民間からの派遣。任期付き公務員制度。
- ・ 公民協働  
地域自治区、N P O
- ・ 企画と実施部門の分離

### (4) 地方行政体制

- ・ 道州制
- ・ 市町村合併

### (5) 地方税財政（三位一体）

- ・ 国庫補助負担金の削減、税財源の移譲、地方交付税の改革

## 4 政府の図書館政策の推移

## 5 図書館の財政

## 6 当面の課題に関連して

### 1 図書館の役割と司書の義務を明らかにした最高裁判決

### 2 図書館の管理運営形態

#### (1) 指定管理者制度

#### (2) P F I

#### (3) 業務委託 「請負契約」

#### (4) 市場化テスト

#### (5) 国立国会図書館の法人化